

小規模多機能事業所 木もれ陽 利用料金一覧表

(令和5年7月1日～)

1. 介護保険自己負担分

(1) 基本料金 1カ月あたり 負担額は「介護保険負担割合証」に記載された負担割合により異なります。

負担割合	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5
1割	10,423 円	15,318 円	22,283 円	24,593 円	27,117 円
2割	20,846 円	30,636 円	44,566 円	49,186 円	54,234 円
3割	31,269 円	45,954 円	66,549 円	73,779 円	81,351 円

(2) 加算料金 (1割表記)

加算名	単価 / 単位	加算要件
中山間地域等における 小規模事業所加算	上記基本 料金の10%/月	豪雪地帯対策特別措置法 昭和三十七年法律第七十三号 第二条第一項の規定により指定された豪雪地帯及び同条第二項の規定により指定された特別豪雪地帯
サービス提供体制 強化加算()	750円 / 月	前年度の介護福祉士の配置実績 70%以上、又は 勤続 10年以上介護福祉士 25%以上等により加算
サービス提供体制 強化加算()	640円 / 月	前年度の介護福祉士の配置実績 50%以上により加算

前年度の配置実績により、上記 又は を加算します。【令和4年度より を算定】

看護職員配置加算()	900円 / 月	常勤(正)看護師を1名以上配置している場合
訪問体制強化加算	1,000円 / 月	訪問職員を常勤2名以上配置、及び算定月における事業所の延べ訪問回数が200回/月以上の場合
総合マネジメント体制 強化加算	1,000円 / 月	多職種による介護計画の見直しと地域交流活動、行事への参加等を行っている場合
科学的介護推進体制 加算	40円 / 月	利用者の心身状況等の基本的情報を厚生労働省に提出し、必要に応じてサービス計画を見直した場合
口腔・栄養スクリー ニング加算()	20円 / 6か月	利用開始時と6ヶ月毎に口腔、栄養状態の確認を実施した場合
初期加算	30円 / 日	登録日から起算した30日間算定、及び30日を超える病院等の入院後に再利用された場合も同様
若年性認知症利用者 受入加算	800円 / 月	若年性認知症利用者(64歳まで)で、個別に担当者を定めている場合
認知症加算	() 800円	日常生活自立度が、又はMに該当する場合
	() 500円	

(3) その他の加算(30日計算、1割表記)

		要介護度				
		1	2	3	4	5
介護職員処遇改善加算()	((1)基本料金+(2)加算料金)に10.2%を乗じて加算	1,535 円	2,084 円	2,865 円	3,124 円	3,408 円
介護職員等特定処遇改善 加算()	((1)基本料金+(2)加算料金)に1.5%を乗じて加算	226 円	283 円	421 円	459 円	501 円
介護職員等ベースアップ等 支援加算	((1)基本料金+(2)加算料金)に1.7%を乗じて加算	256 円	347 円	478 円	521 円	568 円

(3) の計算は (1) + (2) + (2) ~ の合算値で計算しています。

2. 介護保険外自己負担額

(4) その他の料金	朝食	昼食	夕食	30日の場合
食事代	420円 × 回	560円 × 回	560円 × 回	円
宿泊料金	1泊	2,500円	月の宿泊回数： 回	円
茶菓子代	通い 1回あたり	70円	月の通所回数： 回	円
キャンセル料	食事代金につきましてはご提供の前日までにご連絡がない時は、各食事代金を徴収する場合があります。		合計	円

家賃については、入院及び外泊の場合でもご負担いただきます。

3. 自己負担額合計（介護保険自己負担分）

(1) 基本料金 + (2) 加算料金 ((2) + 及び(2) ~ の合算値) + (3) その他加算

負担割合	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5
1割	17,062円	23,144円	31,855円	34,736円	37,886円
2割	34,124円	46,288円	63,710円	69,472円	75,772円
3割	51,186円	69,432円	95,565円	104,208円	113,658円

短期利用料金表

小規模多機能型居宅介護に登録する以外に、緊急やむを得ない場合など一定要件を満たした場合に利用可能

・短期利用居宅介護費（1日につき）

負担割合	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5
1割	570円	638円	707円	774円	840円
2割	1,276円	1,276円	1,414円	1,548円	1,680円
3割	1,710円	1,914円	2,121円	2,322円	2,520円

・短期利用加算（1日につき）

加算名	単価 / 単位	加算要件
中山間地域等における小規模事業所加算	上記基本料金の10%/月	豪雪地帯対策特別措置法 昭和三十七年法律第七十三号 第二条第一項の規定により指定された豪雪地帯及び同条第二項の規定により指定された特別豪雪地帯
サービス提供体制強化加算()	750円 / 月	前年度の介護福祉士の配置実績70%以上、又は勤続10年以上介護福祉士25%以上等により加算
サービス提供体制強化加算()	640円 / 月	前年度の介護福祉士の配置実績50%以上により加算

前年度の配置実績により、上記 又は を加算します。【令和4年度より を算定】

認知症行動・心理症状緊急対応	200円 / 日	医師が、認知症の行動・心理症状を認め、在宅生活が困難で緊急利用を判断した場合。利用開始日から7日間を限度として算定
----------------	----------	-----------------------------------------------------------

+ の合計額に1.(3) を各々乗じて得た金額（1円未満は四捨五入）が加算されます。
自己負担額の合計は、上記加算の他に 2. 介護保険外自己負担額を加えた金額となります。

改定日：令和5年7月1日